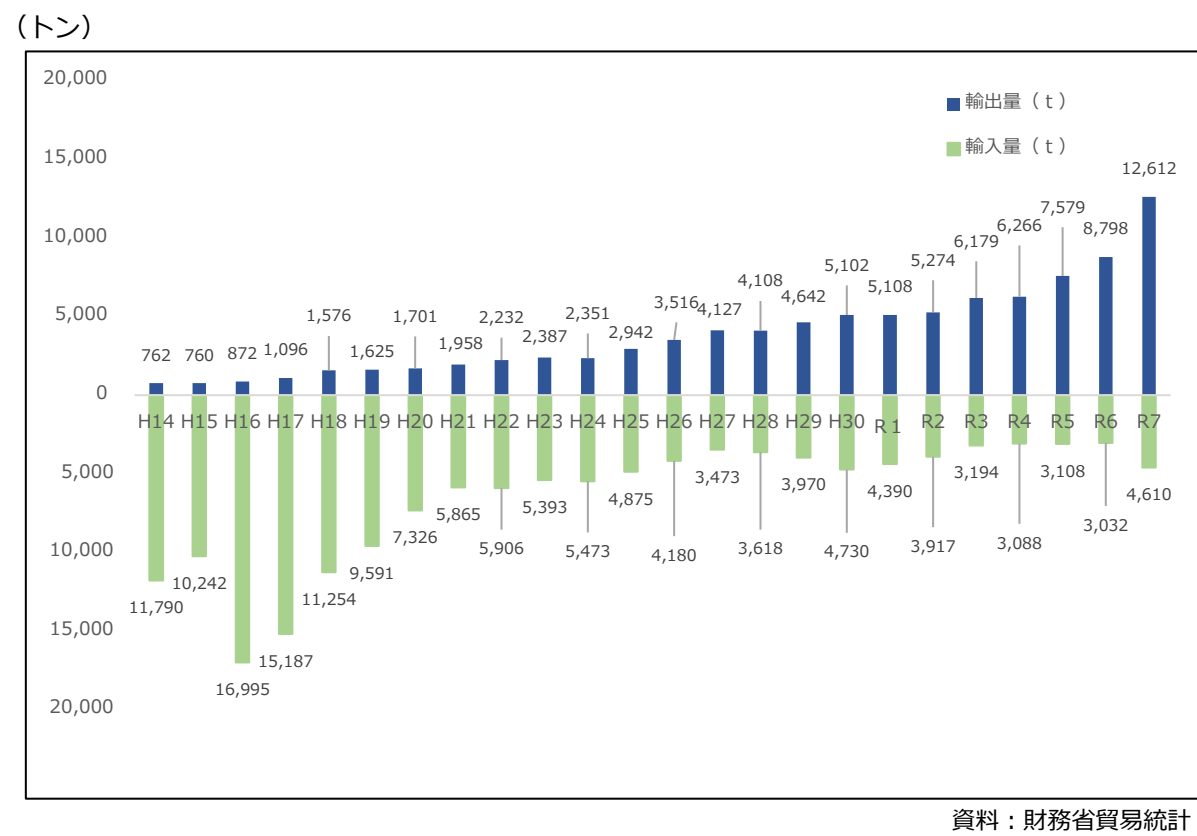


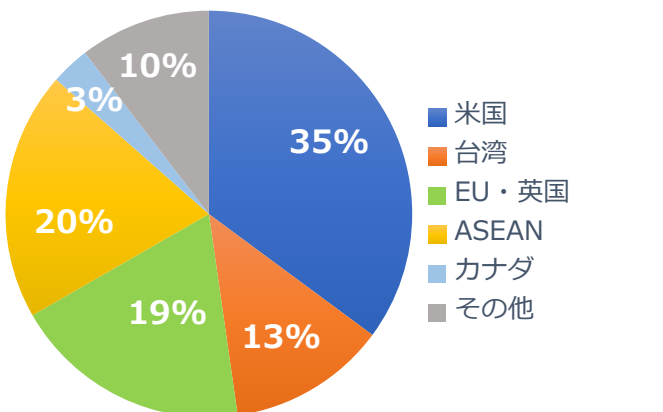
16. お茶の輸出入の動向

- 米国等における日本食ブームの影響、健康志向の高まりにより、**輸出量はこの10年間で約3倍に増加**。輸出先国としては、米国が全体輸出量の約3割を占める。
- 輸入量は平成16年に緑茶飲料向けとして急増したが、その後、緑茶飲料用原料の国産割合が高まったことから、**輸入量は減少し、近年は3～4千トンで推移**。

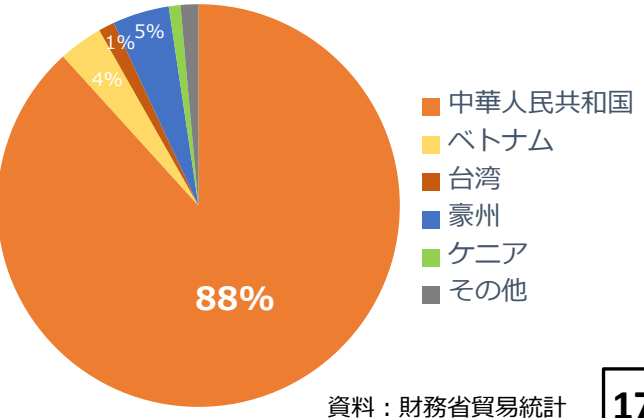
【緑茶の輸出入の推移】



【主な輸出先国(上位5カ国地域・R7)】
(輸出量シェア)



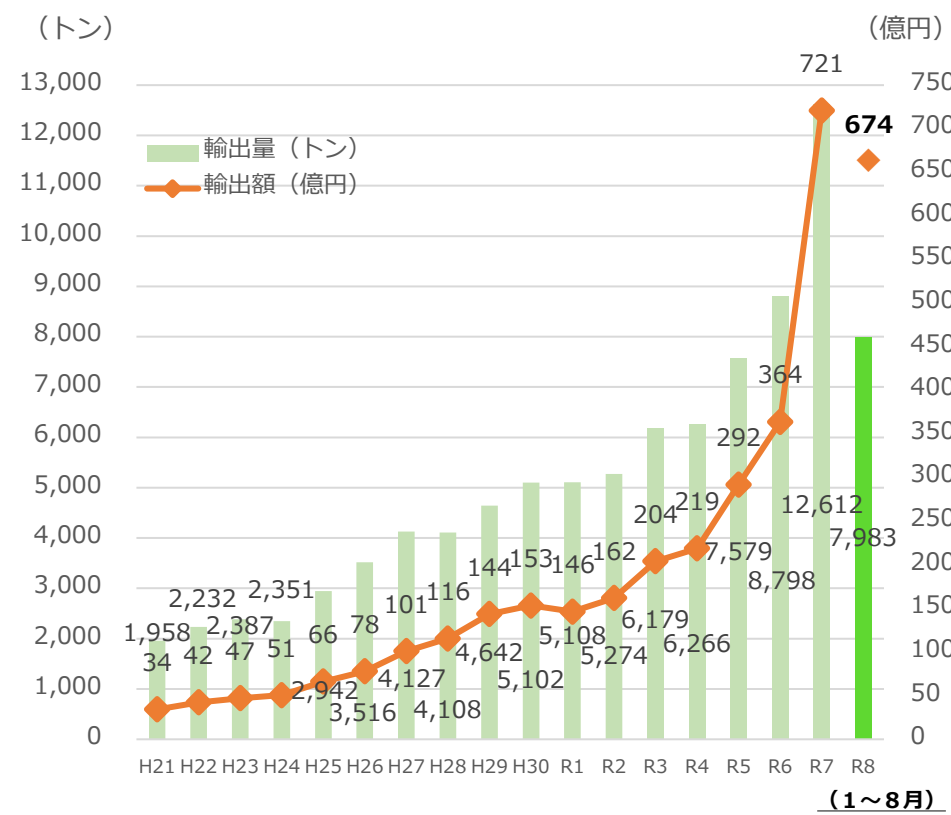
【主な輸入先国(上位5カ国地域・R7)】
(輸入量シェア)



17. お茶の輸出実績

- **令和7年の緑茶の輸出額は721億円。**健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、抹茶を含む粉末茶の需要が拡大し、過去最高額となった。
- **令和8年1～8月の輸出額は674億円と前年同時期を上回るペース**となっている。

【緑茶の輸出実績（世界）】

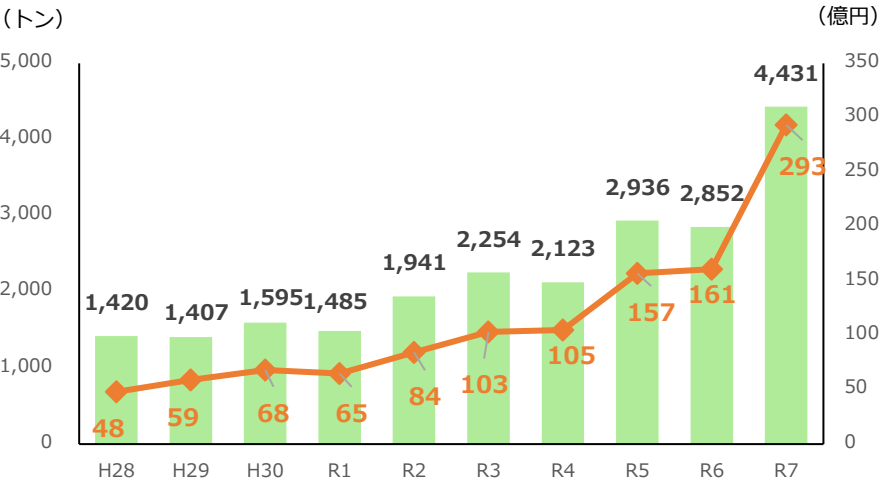


【緑茶の輸出価格の推移】

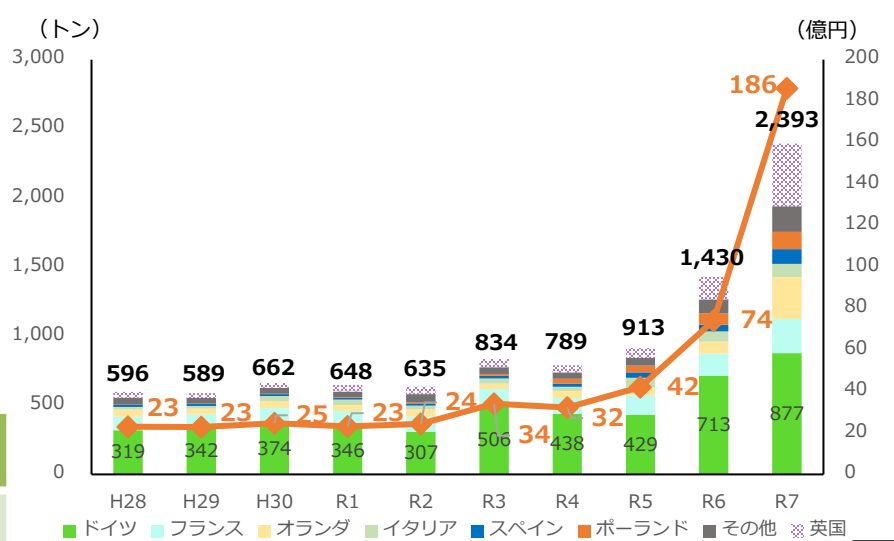
単位：円/kg

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
3,005	2,867	3,069	3,304	3,494	3,851	4,135	5,716

【緑茶の輸出実績（米国向け）】



【緑茶の輸出実績（EU・英国向け）】



18. 形状別のお茶の輸出実績

- 国により傾向が異なるものの、「粉末状の緑茶」が輸出量の約7割、輸出額で約8割を占めている。
- 輸出単価は、抹茶を含む「粉末状の緑茶」の方がその他と比較して約2.3倍高い。

【形状別の緑茶輸出実績（2025年）】

	輸出量 (トン)			輸出額 (百万円)		
	粉末状	その他	合計	粉末状	その他	合計
米国	3,751 (85%)	680 (15%)	4,431	25,421 (87%)	3,918 (13%)	29,339
EU・英国	1,870 (78%)	523 (22%)	2,393	16,388 (88%)	2,229 (12%)	18,617
台湾	189 (12%)	1,401 (88%)	1,589	985 (38%)	1,580 (62%)	2,565
世界計	8,718 (69%)	3,894 (31%)	12,612	60,384 (84%)	11,709 (16%)	72,094

※括弧内は、形状別の割合

【形状別輸出単価（2025年）】

	粉末状	その他
単価(円/kg)	6,927	3,007

※単価 = (世界計の輸出額)/(世界計の輸出量)

(参考) 緑茶のHSコード

0902.10 – 緑茶（発酵していないもので、正味重量が3kg以下の直接包装にしたものに限る。）
0902.10-100 – 粉末状のもの (平成31年1月1日から新設)
0902.10-900 – その他のもの

※0902.20：その他の緑茶（発酵していないものに限る。）も同様

- 「粉末状のもの」は以下のとおり。
 - ・ **抹茶** – 碾茶（覆下栽培した茶葉を碾茶炉等で揉まずに乾燥したもの）を茶臼等で微粉末状に製造したもの
 - ・ **粉末茶** – 茶を粉砕器等により粉末にしたもの

(参考) 碾茶（仕上げ工程でふるい分けされた粉末状の茶をいう。荒茶、切断された葉を含む）はHSコード上では「その他のもの」に含まれる。

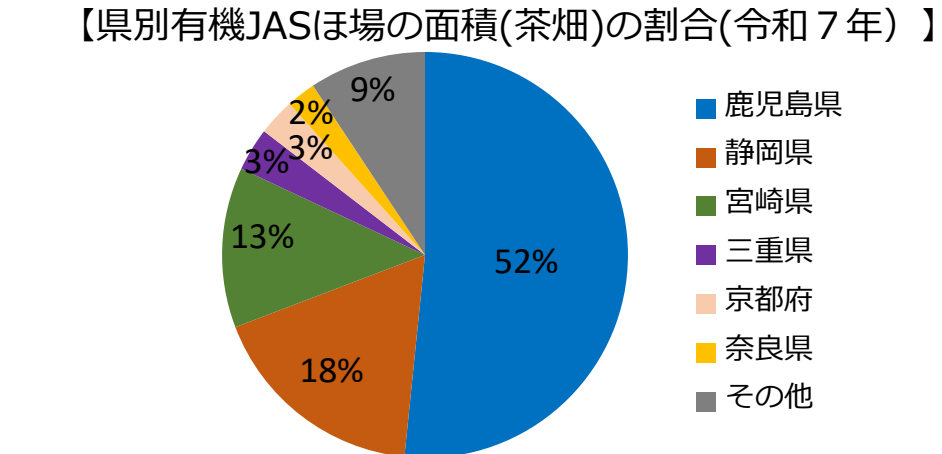
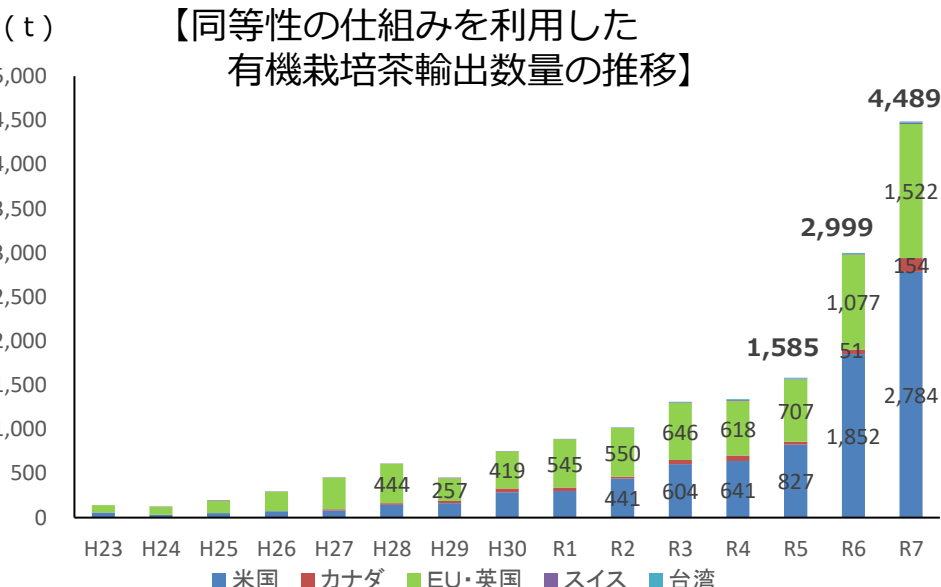
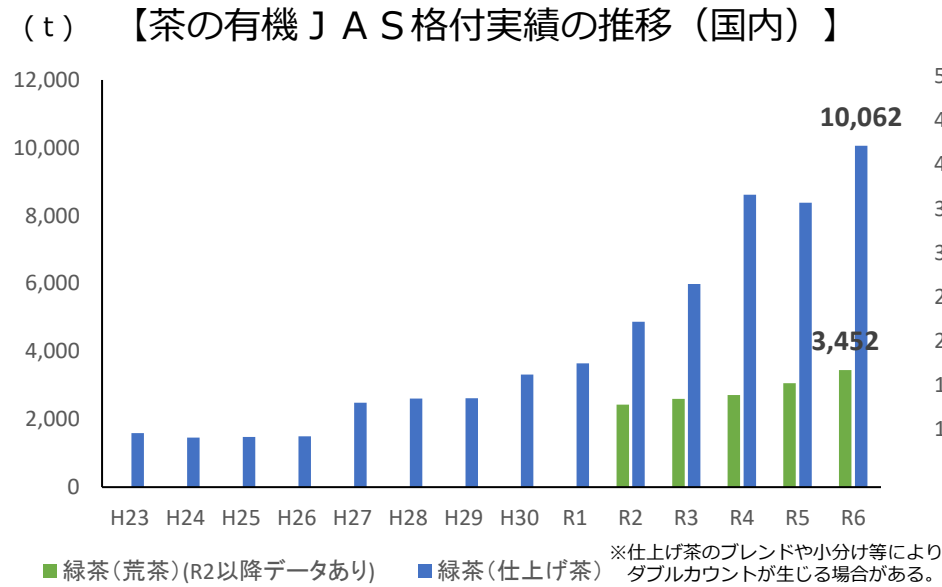
【イメージ】



(注) HSコードは財務省貿易統計に関するHPを参照
<https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/howto/faq.htm>

19. 有機栽培（有機 J A S）茶の輸出について

- 有機栽培茶は海外でのニーズが高く、同時に残留農薬基準をクリアする可能性も高いことから、輸出に適していると評価されている。
- 茶の有機 J A S 格付実績は増加傾向。
- 有機認証制度の同等性等の仕組みを活用した有機茶輸出数量は増加傾向。特に E U ・ 英国向けでは茶の輸出量に対し大きな割合を占めている。



【茶の輸出量に占める有機茶の割合(令和7年)】

	輸出量 (t) (A)	有機栽培※ (t) (B)	割合 (%) (B/A)
米国	4,431	2,784	62.8
E U ・ 英国	2,393	1,522	63.6

※有機認証制度の同等性等の仕組みを利用して輸出したもの。

20. 輸出拡大に向けた環境整備の取組

- 輸出相手国・地域において、我が国で使用されている**主要な農薬の残留農薬基準を設定**するため、必要なデータの収集や相手国・地域への申請（インポートトレランス申請）を推進。
- **相手国・地域の残留農薬基準をクリアする防除体系を確立**するため、各地での現地実証を通じた防除体系の確立等を推進。
- EU市場向けにニーズが高く、同時に残留農薬基準のクリアも可能な**有機栽培茶の生産**も重要。

【各国における残留農薬基準値に関する情報提供】

- 我が国における茶の残留農薬基準値が輸出相手国と異なる場合があることから、我が国の基準値を満たしていても輸出相手国の基準値を満たせずに輸出できない場合がある。
- 我が国において、茶に対して残留農薬基準値が設定されている農薬成分を対象に、米国やEU、台湾をはじめとした諸外国の茶等の残留農薬基準値を調査し、輸出の参考となる情報提供を実施。

【インポートトレランス申請支援の状況】

	申請済み件数		(参考) 令和8年度に 申請に向けた支援（データ の取得等）を実施する （予定）件数
	(令和7年度 末まで)	うち 設定・承認 件数	
米国	14	13	0
EU・Codex	9	5	2

【輸出相手国に対応した生産体制の確立】

- ・ 米国、EU、台湾向け輸出に対応可能な農薬の種類や散布時期等を取りまとめ、主要産地での現地実証を経て防除体系モデルを策定・普及。
- ・ 「輸出先国の規制に係る地域への課題解決支援事業」により、防除体系の導入等に向けた技術的指導等を実施。

21. 「日本茶」の地理的表示（GI）登録

- 茶の業界団体・輸出促進団体が業界全体の要望を踏まえ、「日本茶」のGI登録を申請していたところ、学識経験者の意見聴取等のプロセスを経て、**7月10日にGI登録がなされた。**
- 緑茶の輸出額が過去最高を更新する中、中国産の「宇治抹茶」が流通するなど、知的財産の侵害事例も増加傾向。特定産地ではなく、**日本茶全体としてのブランド力を訴求し、他国産との差別化を図る初の試みで、侵害対策も強化可能。**

地理的表示（GI）保護制度とは

- GI制度は、その**地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護**するもの。
- 登録産品のみが地理的表示とGIマークを使用でき、不正使用は国による取締りを実施。
外国との相互保護（EUや英国と実施）や模倣品対策の充実により、海外においても保護。
- また、地域と結びついた製品の魅力や強みが見える化し、ビジネスにおける需要者へのアピールや信頼獲得にも寄与。

GIマーク



▶ GI産品であることを証するマーク。

▶ 商標登録等されている国・地域

日本、欧州連合(EU)、アメリカ合衆国、大韓民国、中華人民共和国（著作権として登記）、その他東アジア諸国など

「日本茶」のGI登録

- 茶の業界団体・輸出促進団体が、業界全体の要望を踏まえ、特定産地ではなく、**日本茶全体を対象**とするGIとして、「日本茶」のGI登録を申請。
- 学識経験者の意見聴取を行い、登録の拒否に該当する意見が出なかったことから、**令和8年7月10日にGI登録がなされた。**
GI登録により、**GIマークを使用して販売**ことができ、**日本産ブランドとして差別化が図られ、侵害対策も強化可能。**
※茶では「深蒸し菊川茶」、「八女伝統本玉露」の2つがGI登録済（R8年7月現在）

【申請内容】

- 名 称：日本茶、Japanese Tea、Japan Tea等
- 対 象：日本国内で栽培・加工した緑茶（不発酵茶）全般
（煎茶、玉露、抹茶、釜炒り茶など）
- 申請者：（公社）日本茶業中央会



22. 輸出拡大実行戦略・輸出産地（茶）

- **令和7年の茶の輸出額は721億円**となり、令和2年12月に策定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における**茶の輸出額目標を大幅に達成**（目標：令和7年312億円）。
- **新たな食料・農業・農村基本計画**において、**令和12年に810億円**とする輸出額目標を設定。
- 海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として、茶関係では12産地を認定。

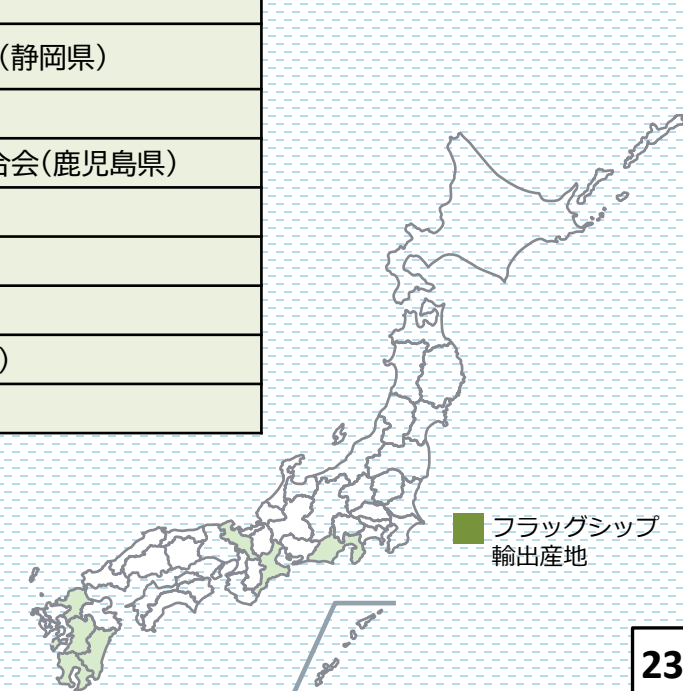
【国別輸出額目標】

国名	令和7年実績※1	令和12年目標※1
全 体	721億円	810億円
米 国	293億円	335億円
E U	139億円	164億円
ASEAN	100億円	110億円
台 湾	26億円	46億円
カナダ	25億円	31億円
その他 (香港、英国等)	138億円	125億円

※1 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

【フラッグシップ輸出産地:12産地】

輸 出 事 業 者 名
オーガニックティーミヤザキ(宮崎県)
株式会社大石茶園(福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県)
株式会社流通サービス(静岡県)
京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会(京都府)
静岡オーガニック抹茶株式会社(静岡県)
丸山製茶株式会社(静岡県)
鹿児島県経済農業協同組合連合会(鹿児島県)
株式会社まるゑい(三重県)
池田製茶株式会社(鹿児島県)
株式会社あいや(愛知県)
丸原水沢製茶株式会社(三重県)
有限会社萩村製茶(三重県)



フラッグシップ輸出産地

【参考】フラッグシップ輸出産地（茶）
茶のフラッグシップ輸出産地は、輸出実績の規模が1億円以上とする要件を設定している。
また、令和12年輸出産地目標として20産地を掲げている。